

文書名	組織規程
管理番号	C 0 1 - 1 2
承認日	2018年3月11日

組織規程

(目的)

第1条 本規程の目的は公益社団法人全国愛農会（以下「本会」という）の認証に関する業務の各部門の相互関係・権限・責任・業務分担を明らかにすることである。

(組織)

第2条 本会には事務局・検査部門・判定部門（判定会）・内部監査部門・認証に関する業務手順等の見直し会議（以下「見直し会議」という）がある。

(義務)

第3条 本会の各部門はJAS法をはじめとして本会の内部規程を遵守する。

(各部門の権限・責任・分担)

第4条 事務局は事務委任規程に基づき会長から認証に関する業務に係る事務を委任される。

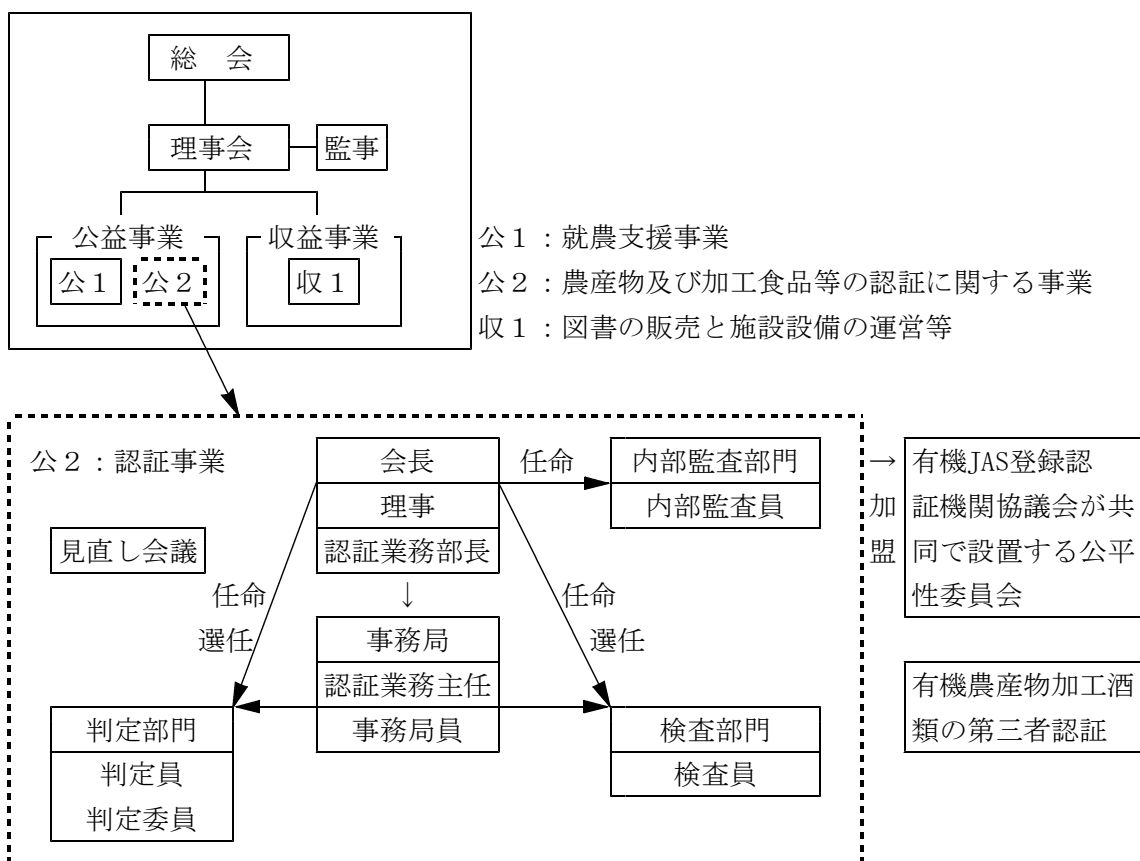
- 2 検査部門は会長に任命された検査員によって構成され、検査業務を行う。
- 3 判定部門は会長に任命された判定員および判定委員によって構成され、判定業務（審査結果のレビュー・認証および認証の継続の決定）を行う。
- 4 内部監査部門は会長に任命された内部監査員によって構成され、内部監査を行う。
- 5 見直し会議は認証業務部長・認証業務主任・検査員・判定員によって構成され、認証業務に関する手順等の見直しを行う。なお判定委員から意見を聞くことができる。
- 6 登録認証機関の運営に関する方針の策定は理事会が行う。
- 7 認証業務規程に基づいた認証に関する業務の実施の監督、登録認証機関の財政の監督は認証業務部長が行う。
- 8 必要に応じて行う、管理主体に代わって特定の活動を行う委員会または個人への権限の移譲についての監督は認証業務部長が行う。
- 9 苦情および異議申立てへの対応は認証業務主任がこれにあたる。
- 10 認証に関する業務に係る要員の力量に関する要求事項、契約上の取り決め、認証業務に対する適切な資源の提供、登録認証機関のマネジメントシステム、認証サービスの開発、認証要求事項の開発は見直し会議がこれを行う。

第5条 前条の各部門は、いかなる商業的、財務的およびその他の圧力に縛られない。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか組織に関して必要な事項は会長が別に定める。

<組織図>



(附則)

1. この規程は2010年3月1日から施行する
2. 2012年 6月30日改定
3. 2012年12月15日改定
4. 2013年 2月23日改定
5. 2013年11月30日改定
6. 2014年 1月 6日改定
7. 2014年 6月28日改定
8. 2014年12月 6日改定
9. 2015年12月21日改定
10. 2017年 2月24日改定
11. 2017年 3月19日改定
12. 2018年 3月11日改定、2018年4月1日より発効